

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
鹿島建設株式会社(東京都港区元赤坂1-3-1)[1000002717]
大成建設株式会社(東京都新宿区西新宿1-25-1)[1000007583]
カジマ・リノベイト株式会社(東京都新宿区住吉町1-20)[1000003052]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年9月2日 ~ 令和2年11月1日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格事業者は、「新東名高速道路 河内川橋工事」(東京支社発注)において、作業構台上に設置されていた工事の安全啓発看板撤去作業を行っていた作業員が、突風に煽られたことで、手すりを超えて約60m下に転落、死亡する事故を発生させたもの。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)